

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 3 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K07959

研究課題名(和文) 集落営農活動を通じたコミュニティ再建の構造と展開

研究課題名(英文) The reconstruction of the community through the group-farming

研究代表者

安藤 益夫 (ANDO, MASUO)

宇都宮大学・農学部・教授

研究者番号：70373230

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：集落営農組織が地域農業の担い手として発展するには、現在の厳しい市場競争に耐え得る生産性や収益性水準を求められる。同時に、経営基盤が集落である以上、地域社会とも深く関わらざるを得ない。本研究では、高齢化の進んだ中山間地域の集落営農法人の経営活動の分析を通じて、その特徴が、「地域ぐるみ性」と「一般的互酬性」にあることを析出し、それらが、「face to face」の関係の復活、連帯感や信頼関係、さらには相互依存性の強化につながり、地域活性化の社会的資源となっていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

集落営農組織は、家族経営に代わる今後の日本農業を担う有力な経済主体として期待されている。そのため、これまで経済学的視点から、農業経営体としての自立性や持続性が分析検討されてきた。それに対して本研究では、中山間地域に限定されているとは言え、経済学的視点のみからでは低評価とならざるを得ない集落営農活動を、社会学的視点も取り入れることによって、集落営農組織が地域社会の活性化に果たす役割を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The community-based farming cooperation is the one of the most promising farming organizations in Japanese agriculture. It's very important to analyze it from the sociological point of view, because it has close relationship with its community. In this research, it's identified there are two characteristics in the management of the model cooperation in semi-mountainous area of Hiroshima prefecture. Firstly they secure as many participants in the cooperation as they can. This is because they aim to make as many contacts with each other on face to face as they can. Secondly, the principle of the leaders' behaviors is based on the reciprocity, which is the fundamental for the people to live in the community with interdependence.

For the reasons mentioned above, the management of the model cooperation makes the deeper and closer relationship than before and also cultivate the reliance and solidarity among the members, which is a base of the interdependence in the vital community.

研究分野：農業経営

キーワード：集落営農

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

集落営農組織は、今後の日本農業を担う有望な経営形態の一つとして政策当局に認知され、その自立的かつ持続的発展を目指すべく、経営経済的視点からの調査研究が行われてきた。ところが、兼業化・高齢化の進行した中山間地域においては、集落社会自体が深刻な事態に直面しているために、集落営農組織は単なる農業生産活動にとどまらず地域社会の活性化や再建にも関与せざるを得ない状況に置かれている。そのため、中山間地域に展開する集落営農組織の展開は、従来の経営経済的視点だけでなく多角的視点からの分析検討が求められている。

2. 研究の目的

地域農業や地域社会がともに脆弱化した中山間水田農村を対象に、集落営農活動の展開の違いが、地域住民間の社会関係にどのような変化や効果をもたらすのかを解明し、それをもとに集落営農組織が、農業生産のみならず地域社会の活性化や再建の担い手として機能するための条件を明らかにする。なお、当初は集落営農の展開として、複合化や6次産業化などの複数事例を対象とする予定であったが、コロナ等の影響で水稲作の合理化のみの展開事例に限定し分析検討した。

3. 研究の方法

- ・農林水産省「集落営農実態調査」による中山間地域における集落営農組織の実態把握
- ・集落営農組織及び自治組織の役員を対象とした半構造化面接方式の聴取調査

4. 研究成果

1) はじめに - 研究対象の限定 -

1999年の食料・農業・農村基本法に「地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織・(中略)・の活動の促進に必要な施策を講ずる」と明記されたことにより、集落営農は政策当局に明確に位置づけられ、行政的補助・育成の対象として認知された。このように集落営農は、本来、地域農業の有力な担い手として期待されているものである。ところが、集落という地域社会を基盤とする営農組織である以上、農業生産だけにとどまらず、集落の資源管理や生活再建の担い手としての期待も大きい。特に、兼業化・高齢化・過疎化の進行した中山間地域では、営農展開と社会再建の連携・連動が強く求められている。本課題では、人口規模、年齢構成、兼業就業状況等の点からみて、住民による主体的営農活動の余地が残されている地域に限定し、具体的には、広島市への通勤兼業地帯に立地する農事組合法人Hに焦点を当て、そこでの経営展開と集落再建の関連性を分析する。

2) 農事組合法人Hの経営概要

設立の背景

農事組合法人H(以下、H法人と表記)は、広島市中心部から車で北へ約1時間の北広島町に位置し、H集落の全農家41戸が参加して1996年に設立された。法人設立は、1990年の水田基盤整備事業を契機に、青壮年齢層で構成される「あとつごう会」が、整備後の営農形態として、集落ぐるみ型農業生産法人を構想したことに始まる。当時40歳前後の後継ぎ層の親睦団体であった「あとつごう会」は、地域農業の担い手組織というよりはむしろ、祭りやしめ縄作りなどの地域伝統行事を継承する組織という性格が強かった。このように地域社会を担うべき「あとつごう会」が、次代の地域農業のあるべき姿を構想・先導することによって、H法人はその初発段階から地域社会と地域農業の両面の再建主体の性格を色濃く帯びていた。

広島県西部は、安芸門徒と呼ばれるほど浄土真宗の念仏信仰が盛んな地域である。H集落でも、これまで葬式組にあたる四つの講中ごとに、毎月「お寄り講」と呼ばれる説法会が開催されていた。しかし、水田基盤整備事業導入を契機に、四つの講中を上・中・下の三つの「組」に整理統合し、集落会館で一括して「お寄り講」を実施するようになった。こうした高齢化等の変化に対応して改編された生活単位は、後述するように、H法人の経営活動の基礎単位として活かされることになる。これを端的に表現しているのが、毎月25日に開催される自治組織の常会である。常会は、集落会館に各農家が一同に会して、先ず住職による説法会が行われ、引き続き、自治活動とH法人に関する事項の伝達・合議の場となっている。まさに集落と法人の一体的運営を象徴している。

経営概要

H法人経営を牽引する役員は、講中を基盤とした「組」からそれぞれ選出される。つまり、代表理事を含む理事9名は上・中・下の各組からそれぞれ3名、また監事3名は各組から1名ずつ選出され、合計12名によって構成される。そして、この大半が「あとつごう会」のメンバーである。基盤整備後の水田約24haの所有者は43名であるが、組合員数は2019年現在41戸で、うち5戸が不在地主である。換地は、農家ごとにできる限り所有地を一か所にまとめ、しかもその全面積を法人に利用権設定している。これが、その後の効率的で円滑な法人経営の基盤となっている。

H法人の基幹作目は水稲作で、2018年にはコシヒカリ(11ha)、あきろまん(12ha)が作付された。また、水稲育苗用ハウスの有効利用として、ミニトマトが約9a栽培され、農家女性たちの小遣い銭稼ぎとコミュニケーションの場となっている。H法人全体の販売規模は総額2,800万円で、そのうち水稲が91%を占め、ミニトマトはわずか6%である。広島県における集落営

農法人の全般的特徴として、水稲作への偏重とそれと表裏の関係として野菜等の展開の微弱性が指摘されているが、H法人もまさにその特徴が如実に表れている。しかし、水稲作は集落農家の共通作目であると同時に、最も機械による省力化された作目であることを考えると、組織化によって集落住民を結集させ、住民間のコミュニケーションの場として活用するには最適な作目である。特に、広島県のように中山間地域にあっても安定的な農外就業が保障された地域であれば、水稲作の産業的意義よりも地域社会に対する意義の方が大きい。H法人の営農方針「H地区の農地はみんなで守り、そして、次の世代へ」また、「協同・協力・和の心を大切に」は、まさに地域社会に対するH法人の役割や意義を表象している。以下ではH地区住民の法人への労働参加を、集落・組との関連で考察する。

3) 春・秋農繁期作業への出役

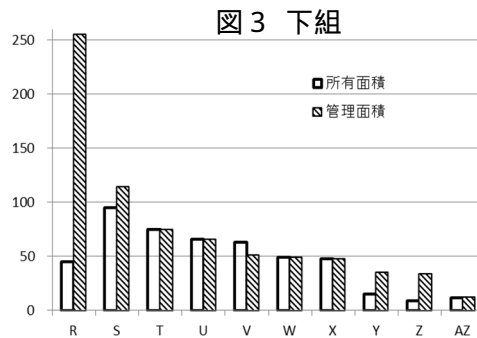
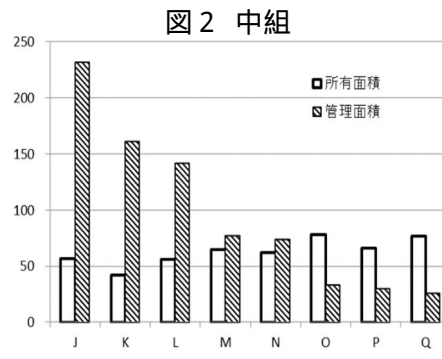
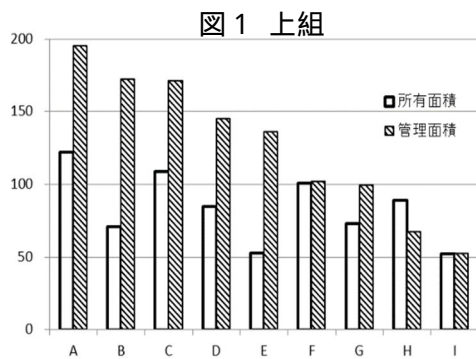
24ha すべて利用権設定された水田では、H法人による一元的管理のもとで水稲栽培が行われている。まず、春作業の育苗・耕耘・田植えに関わる2019年の出役状況を見ると、耕耘・代掻きのためのトラクターや田植機などのオペレータについては、出役日数の多寡はあるものの、17名が延べ111日出役している。そのうち、理事及び監事9名の出役は95日で、総出役日数の86%を占め、H法人を牽引する役員層が機械作業面でも貢献が高い。また、育苗・苗運搬や田植え補助などの人力作業に関わる一般作業については、総出役日数47日でオペ出役日数のほぼ半分であるが、人数は18名でほぼオペレー人数と同じである。したがって、多くの者は2~3日程度の出役で比較的負担が軽い。また、18名中13名が女性であることから、一般作業出役者の主力は女性である。以上のことから、オペレータと一般作業を含めた春作業全体では、延べ35名(実質31名)が158日出役している。組合員数41戸(不在地主5戸)のうち、高齢のため体力的に出役が無理な農家の存在を考えると、組合員を出来る限り多く労働参加させる体制が採られていることが分かる。

次にコンバインによる収穫、初運搬、乾燥機操作の秋作業の2018年の出役状況を見ると、延べ出役日数144日を20名で対応している。春作業と同様に、理事・監事の役員層の出役割合は高いものの、その割合は約60%であり、春作業(86%)よりは低い。この背景は、収穫は田植えほど厳格な適期作業を要求されないため土・日の作業が可能となり、兼業就業の現役世代も出役できるからである。つまり、秋作業の実施も役員層が主体であることに変わりはないが、できる限り、次代を担う現役世代が兼業就業に支障のない範囲で出役させる体制が採られている。

4) 肥培管理(畦畔草刈り・水管理等)作業への対応

以上、春・秋の農繁期作業は、生産部長の作成する農作業計画に沿って、機械整備部長がオペレータ出役を、総務部長が一般作業の出役を調整確保して、H法人が一元的に運営・遂行する。それに対して、畦畔草刈りと水管理等の肥培管理作業は、H法人が各圃場管理者に委託する方式を採っている。圃場管理者は、原則、所有者優先ではあるが、労働力事情や住居と圃場の距離を考慮しながら、効率的な肥培管理ができる適任者を、既述の上・中・下の組単位の話し合いを通じて選出する。つまり、伝統的な講中で培ってきた相互扶助の精神のもとで圃場管理者が選出されている。2019年現在、H法人全体で27名の圃場管理者が選定されている。この多人数性の背景には、体力的に畦畔草刈りが可能な限り、できるだけ多くの住民に長く水稲栽培に関わってもらい、というH法人の方針が反映されている。水稲作というH地区住民の共通作目を、一部の法人役員層に任せきりにして「農業離れ」を加速させるのではなく、逆に、住民の社会的紐帯の一つとして活用する戦略が採られている。圃場管理者27名の組別内訳は、上組：9名、中組：8名、下組：10名で、このうち上組の場合は組内農家所有の圃場はすべて上組の者が管理しており、中組と下組についても両組間で2割程度、組を跨ぐ出入りがあるものの、大方は自組内の圃場は、自組の者が管理する原則が貫かれている。いずれにせよ、ほとんどの圃場管理は、伝統的な講中を基盤とする組の枠内で完結している。そこで、図1~3をもとに、組ごとの圃場管理者を検討し、そこに通底するH法人の戦略を考察する。図中のアルファベットは農家を、ヒストグラムの白地は水田所有面積、斜線は圃場管理面積を示す。したがって、斜線のヒストグラムが白地よりも大きい場合は、自己所有田よりも大きい面積を管理し、その逆は自己所有田を他の農家に管理委託していることになる。1)上組は、不在地主が4戸と最も多く、それらの圃場を、図1に見る通り、農家A~Eができるだけ平等に分担管理している。その結果、農家A~Eは平均で150a前後の圃場管理者となっている。2)中組では、H地区最大規模の水田所有農家が高齢女性独居世帯であるため、図2に見る通り、理事の農家Jが、そのほとんどの圃場を引き受けている。農家Kは、農家O, P, Qが高齢のために負担軽減の観点から居住地に近い圃場のみを彼らに管理してもらい、その残りの圃場を引き受けている。農家Lは、地権者4名から成るH地区最大区画圃場(140a)の管理者である。農家Lは、もともとは地権者4名の中で最小規模の所有者で、この大区画圃場以外に所有田を持っていない。したがって、農家L以外の者が圃場管理者となれば農家Lは稲作に関わる機会を逸することになるので、それを回避するために敢えて最小面積所有者を大区画の圃場管理者としている。3)下組は、図3の通り、80歳代にも関わらず農業志向の強い農家Rが高齢・兼業農家の水田を引き受け、残りの農家は、自らの居住地に近い圃場を管理している。

以上のように、畦畔草刈りや水管理を担う圃場管理者の選出にあたって、たとえ高齢化しても自宅近くの圃場に限定して管理してもらい、また、小規模所有農家であっても、労働力事情に応じた面積の圃場管理者に選定するなどの配慮をすることによって、27名という多数の圃場管理者を確保し、できるだけ多数の住民を水稲作に関わらせている。



5) 収支構造

H法人は、全国的にも集落営農の先進地とされる広島県内の中でも優良事例として評価され、後続法人の模範的存在である。とは言え、高齢化した中山間地域の法人であるために、平地農村で展開されている高生産性・高収益な経営体とは異なっている。以下では、その特徴を収支の面から考察する。

表1 2018年度 損益決算表		表2 組合員還元金額内訳	
売上総額	28,074,701	賃金・手当	4,686,059 (36%)
米	25,614,631	圃場管理費	2,275,342 (18%)
ミニトマト	1,823,919	支払地代	4,635,279 (36%)
その他	636,151	役員報酬	1,278,000 (10%)
費用総額	27,807,735	還元額総計	12,874,680
農業生産費	24,235,440	註)2018年度通常総会資料より	
一般管理費	3,572,295		
事業収益	266,966		
事業外収益	9,804,084		
経常利益	10,071,050		
註)2018年度通常総会資料より			

2018年度の総会資料によると、表1の通り、米を中心とする販売総額2,800万円余に対して、費用総額は約2,781万円で、農業生産に関わる経常収支が約26.7万円の黒字である点は評価に値する。これは上述したように、地区水田をすべて利用権設定した上で、法人による一元的管理下での生産体制が、効率的で省力的な水稻生産を可能にしているからである。ところで、集落営農法人の費用支出は、同時に組合員農家の所得収入として還元される。そして、その還元実態の中に、H法人の本質を見ることができる。まず、法人事業の費用総額約2,781万円のうち、組合員農家へ支払われる費目と構成比率は、表2に示す通り、1)オペレータや一般作業への出役に対する賃金・手当(36%)、2)畦畔草刈りや水管理等を担当する圃場管理者へ支払われる圃場管理費(18%)、3)利用権設定した土地所有者へ支払われる地代(36%)、そして4)代表理事を始めとする法人役員への報酬(10%)であり、4費目の総額は、1,287万円余で、費用総額の46.3%を占める。この構成比率において第一に注目されるのは、水稻作業の中核となるオペレータや一般作業に対する出役報酬と、地代という土地所有に対する報酬が36%と同率という点である。つまり、法人に土地利用権を提供しているだけで、労働出役に匹敵する金額が還元されている。具体的には、周辺地域の地代が10,000円/10a前後であるのに対して、H法人の支払地代は一律17,000円/10aという破格の高水準に設定されている。この地主優遇措置は、労働出役の有無あるいは多寡に関係なく、H地区農家が平等に法人の経済成果を享受できる配分構造と言える。第二は、上記の土地所有に対する「厚遇」とは対照的に、労働に対する「冷遇」である。特に、法人運営の中核を担う役員報酬が、還元総額のわずか10%の127.8万円と

少ない。このうち、法人トップの代表理事が年間 90 万円、それ以外の役員は総額 37.8 万円と極少額で、到底、貢献に見合った報酬とは言い難い。役員がすべて定年定職者で構成されている理由もここにある。集落営農の本来目的である地域農業の担い手育成という観点からすれば、適正な経営者報酬の確保は必須要件である。ところが、H 法人役員への聞き取り調査によると、役員報酬総額は過去 10 年以上増額されておらず、しかもその低額性に対して彼らは不満をあまり感じていない。彼らにとって法人役員としての活動は、経営活動と言うよりはむしろ地区への奉仕活動という意識が強く、それゆえに法人経営者としての経済的自立志向よりも、法人によって H 地区の水田を保全管理し、生活環境を守るといった思いが強い。このことが、地域農業の担い手たる経営体の展開とは本質的に相異なる点である。

6) 集落営農法人活動のコミュニティーに対する影響評価

集落営農法人は、今後の日本農業を担うべき経営形態の一つであり、経済主体である限り、持続的収益の確保は必要不可欠である。分析対象の H 法人は、経常収支レベルでは黒字を確保しているものの、低額な経営者報酬や行政補助に依存した機械・施設の更新などの点を踏まえると、自立した経済主体とは言い難い。しかし、集落営農法人を、地域社会再建主体として捉えるならば、また違った評価が可能となる。

農村は生産と生活の場が混然一体となった地域社会であり、なかでも生活環境の主要構成要素である農地の保全管理は、地域生活にとって最重要課題である。従来、農地は「家産」として個々の農家によって私的に所有・耕作されてきた。しかし、法律的には私的所有であっても、同時に農村住民には、むらの「領土」の一部という意識が根強くあることを見落すわけにはいかない。つまり、農地の持つ外部性や水との不可分性が、単なる排他的な近代的所有意識を抑制させ、「むらみんなの土地」という、所謂、総有意識を伴った重層的私的所有観が、農村住民の根底にある。基盤整備水田すべてが H 法人に利用権設定されたのも、こうした排他的私有観ではない、総有意識を伴った重層的私有観が他地区にも増して根強く残っていたからであり、それは伝統的な講中の存在と決して無縁ではない。H 法人の営農方針「H 地区の農地はみんなで守り、そして、次の世代へ」はまさにこのことを象徴している。これによって各「家」の枠を超えた総有的財産としての農地を、集落という地域社会と繋がった H 法人での労働出役を通して、耕作・保全するシステムが出来上がったのである。

H 法人への労働出役の特徴は、第一に、第 3、4 の項で見た通り時間的余裕や肉体的能力を考慮して可能な限り多人数を参加させる、所謂「地域ぐるみ性」である。また、この「地域ぐるみ性」の前提として、可能な限り水稲栽培に関わらせ、農家 = 所有者 = 耕作者という同質性を保持させる努力は重要である。その結果、出役の形態と日数には個人差があるにせよ、多くの農民が地域社会と繋がった H 法人への出役を通じて、コミュニケーションや相互行為を活性化させ、これまで希薄化していた「face to face」の関係が復活した。第二には、役員層の労働出役における「一般的互酬性」である。H 法人を牽引し、低コスト水稲生産を実現したのは、「あつごう会」を中心とした役員層の貢献に他ならない。ところが、法人の経済成果は土地所有に厚く配分され、彼らの労働に対する報酬は極めて低い。その背景には、「いずれ、動けなくなったら集落の人にお世話になるから、動けるうちに貸しを作っておく」という意識、つまり、長い目で見れば結果的に自分に利益が返ってくるという長期的自己利益返還意識こそが、現時点での短期的な不等価交換を容認しているのである。これは、厳格で直接的・即時決済を要求する「均衡的互酬性」(通常の経済的交換)が人間関係をドライ化・ビジネスライク化するのとは対照的に、曖昧で間接的・長期的決済の「一般的互酬性」は、信頼や連帯などの人間関係が生じ、ひいては、相互依存意識の基底になるのである。

以上のように、総有的財産としての水田を保全管理するにあたって、「地域ぐるみ性」は直接的相互行為やコミュニケーションを活性化し、「一般的互酬性」は希薄化した相互依存意識を覚醒させ、住民間に従来にも増して強い信頼関係や連帯感を醸成させた。そして、この新たに強化された人間関係は、H 法人の枠内にとどまらず、その活動舞台である集落社会の活性化や再建のための社会的資源となりつつある。1990 年に結成された「あつごう会」が発展的に解消され、2019 年に新たに結成された「元気 H 村」は、H 地区の次代を担う新たな社会的資源の具現化といえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 安藤益夫(共著)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 下野新聞社	5. 総ページ数 279
3. 書名 食と農でつむぐ地域社会の未来	

1. 著者名 工藤昭彦・角田毅(共編著)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東北大学出版会	5. 総ページ数 324
3. 書名 農地政策と地域農業創生	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	角田 毅 (Sumita Tsuyoshi) (60355261)	東北大学・農学部・教授 (11501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------